

個々人的共同所有と共同占有

国 分 幸

1. 初めに
 - (1) 共同所有＝国有という錯誤
 - (2) マルクスの共同所有形態に関する従来諸説
2. 個々人的所有と共同所有
 - (1) 「資本家時代の獲得物」としての共同所有
 - (2) 共同所有の社会主義的形態
3. 共同占有とは何か
4. 共同占有の積極的規定＝組合的占有
 - (1) 組合的所有と組合的占有
 - (2) 計画経済と組合的占有・所有の変質、組合の有名無実化

1. 初めに

(1) 共同所有＝国有という錯誤

共同所有＝社会的所有は言うまでもなく社会主義の大原則である。だがしかし、社会主義が立脚するはずの共同所有の高次形態について、マルクスやエンゲルスはあまり多くを語っておらず、異論の余地のないような仕方で明言しているわけでもない。ここに現存社会主義＝スターリニズム体制の根本前提の一つである「国有＝共同所有」説が登場するゆえんがある¹⁾。「国有」を「共同所有」と同一視するこの説は、体制が確立し現存社会主義国が増大するに伴い、やがて不可疑の通説となり、今日なお多くの人々の思考を呪縛

している²⁾。この同一視は確かにレーニンの「ロシア共産党(ボ)綱領草案」に由来するものであって、しかしマルクスやエンゲルスのテキストにそのような記述があるわけではない。それどころかこうした通説とはおよそ異なり、彼らは国有と共同所有を区別している。例えばマルクスはアジアの専制国家では国家が土地所有者であるとする立場をとっているが³⁾、しかしその場合彼はこの国有をもちろん共同所有と見ているわけではない。エンゲルスもまた、国有を「社会の名における生産手段の占有獲得」と規定し、他方の共同所有を「社会による生産手段の占有獲得」と規定することによって両者を区別しており⁴⁾、「国家社会主義」に対する彼の批判もこうした区別に立脚するものである⁵⁾。彼らの場合、社会主義との関連で言えば、国有はあくまでも共同所有(社会的所有)に至る単なる過渡的手段として是認されているにすぎない。

国有と共同所有の区別がスターリン主義の克服にとって必須の要件を成す点に疑問の余地はないにしても、しかしこの区別はその第一歩にすぎない。というのも、この克服のためには加えるに実現すべき共同所有の形態がさらに明らかにされねばならないからであり、これが第二歩を成す。共同所有を国有と同一視してしまえば、実現すべき所有形態はすでに明白であるから、共同所有の形態について改めて問う必要は当然なくなる。だがしかし、両者の区別を自明の前提とするマルクスにとっては実現すべき共同所有の形態こそが肝心要の問題だったのである。言うまでもなく共同所有は単なる総称概念にすぎず、社会主義の根底を成す共同所有はその高次の特殊形態を通じてしか実現されないからであり、換言すれば、社会主義の成否の鍵は共同所有のこの特殊形態が握っているとも言えるからである。だからこそマルクスはその究明のために苦闘を重ね、長年にわたり模索を続けたのである。その結果たどり着いた共同所有の社会主義的形態について彼が初めて言明したのはようやく『資本論』においてである。周知の如くそこではこの形態は「個々人的所有」das individuelle Eigentum を再建するものとして捉えられている⁶⁾。

(2) マルクスの共同所有形態に関する従来の諸説

共同所有と個々人的所有の両立に関する『資本論』のくだんの叙述をめぐってはこれまで様々な解釈が呈示され、論争が続けられてきた。しかしこの共同所有の形態に関する、したがってまた個々人的所有に関する議論は今なお共通認識の達成からほど遠い状態にあり、基本的な点ですら解釈は対立している。個々人的所有については従来二つの相反する解釈がある。一つは、その対象を消費手段とする説（エンゲルス等）であり⁷⁾、もう一つは、これを生産手段とする説である。エンゲルスは、『共産党宣言』の英語版（1888年）において問題のある「挿入と削除」を行い、「個々人的所有の破壊」をプロレタリアの使命であるとする内容にテキストを改変している点からして、彼には私的所有と個々人的所有の区別はなく、それ故マルクスの言う個々人的所有について彼は無理解だったことが指摘されている⁸⁾。こうした無理解は言うまでもなく共同所有の形態に関する無理解と同根である。

『資本論』の叙述からすれば、個々人的所有の対象を生産手段とする説が正しいと言わざるをえない。それ故われわれはこうした立場から共同所有形態の解明に迫るわけであるが、同様の立場をとる説がすでに幾つか存在しているので、まずはそれらについてそれぞれ要点を手短かに考察し、われわれの立場の輪郭をさらに明確にするのが順当であろう。

一説によれば所有とは「生産・交通・消費における自己獲得」にはかならず、かくして個々人的所有（この説では「個体的所有」と呼ばれる）は「個体としての自己獲得」として捉えられる。次の如くである。「物質的なものの生産とその交換および消費において、ひとが個体としての自己獲得を実現することは、個体的所有再建の第一の内容をなす。そして、精神的な生産すなわち学問・芸術・情報の生産における個体としての自己獲得、ならびに、それら学問・芸術・情報の交換と享受・利用における個体としての自己獲得は、

個体的所有再建の第二の内容をなす。』⁹⁾ 見てのとおり、個々人的所有はここではいまだ純然たる抽象論の領域に留まっており、その具体的形態、したがってまたそれと両立する共同所有の形態に関する言及は皆無である。

具体的形態について論及した解釈としては次のようなものがある。「ここ『フランスにおける内乱』ではマルクスは、『資本論』第1巻第24章第7節の「否定の否定」によって再建される「個人的所有」を念頭におきながら、パリ・コミューンこそは、そのような「個人的所有を事実〔マルクスの原文では truth〕にしようと望んだ」と強調しているのである。だが、この「個人的所有」は、後半の引用箇所から明確であるように、『協同組合的所有』をさしていることは疑いない。』¹⁰⁾ 「さしている」とは何を意味するのかいまいつ曖昧であるが、以下の叙述はこうした疑問に答えるものである。「個々の協同組合が生産上の単位としてあらわれるばあいには、土地その他の生産手段もまた、個々の協同組合によって個別的（個人的）に共同占有されていなければならない。『個人的所有の再建』において問題になる『個』とは、このような協同組合をさしており、個々の人間をさしているのではない。』¹¹⁾ つまり「個人的所有＝個別協同組合的所有」というわけであるが、この解釈はしかしきわめて強引であると言わざるをえない。こうした無理が生ずる原因は、個々人的所有（ここでは「個人的所有」と呼ばれている）を「社会的、集団的所有の一種類」とするその前提にある。この解釈は個々人的所有を協同組合的所有と関連つけた点では確かに評価できるが、しかし前者を後者の一側面を成すものとして捉えるのではなく、それを共同所有としての後者と同一視し、結局は個々人的所有を共同所有に解消してしまった点に難点があると言える。

個々人的所有と共同所有の両立をあくまでも重視しその実現を志向する立場から、共同所有形態について独自の具体的な解釈を展開している説も無論存在する。次の一文が正にそうである。「社会主義は太古の原始的なアジア的共同体のような、共同体的共同所有の所有形態を基盤とするものではない、

“より高次の” 或いは “はるかに高次の、より発展した” 共同所有形態、即ち共有（民法上の）の上に、つまり個々人的共同所有形態の基盤上で建設されるものである。¹²⁾ 民法上の共有は一般的には株式会社の共同所有形態として知られているが、この説によればこの共有こそは個々人的所有と共同所有の両立を可能にする「個々人的共同所有形態」なのである。

個々人的所有を再建する共同所有の具体的な形態に関するこれらの説が示されたのはすでに四半世紀も前のことである。だがしかしこうした具体的な解釈の視点は今日なおあまり顧みられておらず、いわんや継承され生かされているとは言えない事情にある。その当然の結果として、解釈は抽象的次元に舞い戻ることになる。「個体的所有」と「社会的所有」に関する次のような議論はそれを如実に示している。「一方は生産手段が労働者に属する、もう一方は生産手段が集団ないし社会に属する別個の独立したカテゴリーだから、重なり合っても矛盾は生じない……。」¹³⁾ この場合「個体的所有」は、単に「労働者による生産手段の所有」として捉えられるに留まり、そう呼ばれるゆえんとして「労働者自身の自由な個性の基礎となる所有」という規定が付加される程度である。しかし生産手段が労働者に属する具体的所有形態を不問にする限り、こうした捉え方は、「社会的所有とは労働者全員の所有のことだから、労働者は誰しも所有者である」という通俗的な捉え方と本質的に変わるところがなく、また「個体的所有」が「労働者自身の自由な個性の基礎となる所有」であるゆえんも不明である。

以上の検討を踏まえ、本稿は個々人的所有を ① 生産手段の所有である、② 自己労働にもとづく所有である、③ 個々人の所有である、④ 個々人の自由な個性と独立性の基礎であるとする立場から、社会主義的共同所有の形態について論じようとするものである。

2. 個々人的所有と共同所有

(1) 「資本家時代の獲得物」としての共同所有

まずはマルクス自身のテキストを『資本論』第2版により確認することから始めよう。次の如くである。

「それは否定の否定である。この否定は個々人的所有を再建するのであるが、しかし資本家時代の獲得物にもとづき、すなわち、自由な労働者たちの協業と、土地および労働そのものによって生産された生産手段に対する彼らの共同所有 *Gemeineigentum* にもとづいてである。」¹⁴⁾

このテキストからすれば、協業と共同所有は、それらを自由な労働者たちのものにすることがさらなる課題であるとはいえ、資本家時代の獲得物である。このことは「協業」については自明であるにしても、しかし「共同所有」については必ずしもそうとは言えず、多少の敷衍が必要である。

先の一節は前段での次のような叙述を承けたものである。「資本独占は、それと共に開花し、そのもとで開花したこの生産様式の桎梏となる。生産手段の集中も労働の社会化も、それがその資本家的な外皮とは調和できなくなる一点に到達する。そこで外皮は爆破される。資本家的私的所有の最期を告げる鐘が鳴る。収奪者が収奪される。」¹⁵⁾ 先の「協業」と「共同所有」はここに出てくる「労働の社会化」と「生産手段の集中」にそれぞれ対応している。ちなみに「生産手段の集中と労働の社会化」の部分は、フランス語版では「労働の社会化と物的労働手段の集中」と前後入れ替わり、先のテキストにおける順序に対応したものに改訂されている。

問題なのは生産手段の集中である。その極限はマルクスによれば次の如くである。「仮にある事業部門で集中が極限に達することがあるとすれば、そ

れは、その部門に投げられているすべての資本が一つの個別資本に融合してしまう場合であろう。与えられたある社会では、この限界は、社会総資本がある個別の資本家なり唯一の資本家の会社なりの手に合一された瞬間に初めて到達されるであろう。]¹⁶⁾ この極限は資本家による資本家の取奪によって達成されるわけであるが、それに関連してマルクスは次のように述べている。「取奪の成就がこの生産様式の目標であり、しかも結局はすべての個人からの生産手段の取奪である。すなわち、これらの生産手段は、社会的生産の発展につれて、私的生産の手段でも私的生産の生産物でもなくなるのであって、それらは、連合した生産者たちの社会的生産物であるのと同様に、彼らの掌中にある生産手段、したがって彼らの社会的所有でしかありえないのである。ところがこの取奪は、資本家的体制そのものの中では、反対の姿をとって、少数者による社会的所有の領有 *Aneignung* として現れる。]¹⁷⁾ 見てのとおりここに示されているのは、取奪による集中によって生産手段は社会的所有でしかありえないものになっており、これが少数者によって領有されているという認識である。つまり社会的所有＝共同所有がすでに時熟し、事実上獲得されていると見なされているわけである。最初のテキストのすぐ後では「事実上すでに社会的生産経営〔フランス語版では「集团的生産様式」〕に基礎を置いている資本家的所有」とも言われている。

(2) 共同所有の社会主義的形態

以上われわれは「資本家時代の獲得物」としての共同所有とは何かについて検討し、それがいわば「事実上の」社会的所有を意味することを明らかにしてきた。われわれの次なる課題は、「自由な労働者たちの」共同所有、すなわち「個々人的所有」の再建をもたらす共同所有の社会主義的形態を解明することである。ところでこれまでに知られている共同所有の形態は共同体所有、株式会社に典型的な民法上の共有、それに協同組合的な共有の三つで

ある。それ故われわれはこれら三者とマルクスの言う社会主義的共同所有との異同について順次検討しながら、後者の形態の明確化を図ることにする。

まずは共同体所有との異同の検討から始めることにしよう。言うところの共同所有が共同体所有であるとすれば、その場合には直ちに一物二権（共同体所有で個々人的所有）という矛盾に直面することになる。デューリングの次の如き批判は正にこの矛盾を突いたものである。「マルクス氏は、彼の言う個々人的であると同時に社会的な所有という朦朧世界に安んじて留まっていた、深遠な弁証法の謎を解くことは、彼の教義に通じた者たちが自分でやるのに任せている。」¹⁸⁾ 逆に言えばこの批判は、デューリングが共同所有（社会的所有）を共同体所有として理解していたことを示している。デューリングと同一の理解に立つ限り、この批判をかわしうる道はただ一つ、すなわち所有の対象を二種類に分け、一方を個々人的所有に、他方を社会的所有に割り振ることだけである。われわれがエンゲルスの次の如き反批判に見いだすのは正にそうした対応である。「ドイツ語の分かる人にとっては誰でも、これは、社会的所有に入るのは土地その他の生産手段であり、個々人的所有に入るのは生産物、したがって消費対象であることを意味する。」¹⁹⁾ したがってこの反批判はエンゲルスが社会主義的共同所有を共同体所有として捉えていたことを間接的ながら強く示唆するものである。

ちなみにデューリングはマルクスを批判する際に、すでに指摘されていることであるが、何の断りもなくマルクスからの引用文中の *Gemeineigentum* を *Gemeinbesitz* と書き換えており、これをさらに社会的所有とも換言している。しかしエンゲルスはこの表記変更を特に問題にするわけでもなく、また彼自身も共同所有を社会的所有と換言している。後段ではさらに彼は次のようにさえ述べている。「だがこの要求は、昔の原始的な共同所有の再興を意味するものではなく、はるかに高度の、より発展した *Gemeinbesitz* の形態を打ち立てることを意味する……。」²⁰⁾ これらの点から判断する限り、この時点ではデューリングと同様にエンゲルスもまた *Gemeinbesitz* を共同所

有の意味で使用していると言えよう。

だがしかし、個々人的所有の対象をこのように消費手段に限定することはとうてい『資本論』のコンテクストになじむものではない。かくしてもう一つの共同所有形態である民法上の共有 *Miteigentum*（以下「共有」と略）がわれわれの次なる検討課題として登場する次第である。

株式の所有に見られるように、共有においては個々人的所有は共同所有される生産手段に対する「持ち分」という形をとり、かくして一物二権の問題は解消する。この共有が社会主義における共同所有の形態であるとするれば、すべての生産者個々人がそうした持ち分を所有し、その所有を共通の権利として享受することを意味する。これを実現するための制度的保証は利潤分配制に求められよう。マルクスは地主、貨幣資本家および産業資本家を剰余価値の共占有者 *Mitbesitzer* と呼んでいるが²¹⁾、このように資本主義においてはもっぱら彼らに限定されている産業利潤の分配がすべての生産者個々人に対し行われるならば、それは彼ら生産者たちを占有補助者から占有者へ格上げすることによって賃金労働を揚棄すると同時に、彼らに対し持ち分の所有のための物的基礎を提供し、かくして個々人的所有が全生産者に関し実現される運びとなる。利潤の分配はもちろん一定の基準に従って、すなわち当時の常識からすれば各生産者による労働給付に比例して行われる。したがって各生産者は利潤に対して自分の労働給付に応じた「取り分〔分け前〕」の権利（持ち分権）を有することになる。

共占有(者) *Mitbesitz(er)* について付言すれば、それは広義の共同占有、共同占有一般の特殊形態である。マルクスの用語法を丹念に分析してみると、広義の共同占有はまず第一に集団レベルの共同占有と個々人レベルのそれとに大別されていることが分かる。彼は「共占有」概念を集団レベルでの共同占有、例えば狭義の「共同占有」*Gemeinbesitz* から区別し、『諸形態』以来、常に個々人レベルでの共同占有に対してそれを適用している。つまり「共占有」は持ち分の有無に関わりなく、両者のいずれに対し

ても無差別に用いられている。例えば、『諸形態』におけるアジア的共同体成員に対する共占有者という呼称の場合やツンフトの親方の占有する消費元本に対する職人の共占有の場合は特に持ち分の伴わない事例であるが、他方、一定の産業利潤の分配を受ける前出の剰余価値の共占有者や、一人分を基準にしつつも、耕地面積に応じて時には二人分あるいは半人分、四半人分の用益の割り当てを受ける中世の共同体地の共占有者の場合は明らかに持ち分が伴う²²⁾。労働給付に比例した利潤分配も無論この後者の事例に当たる。

さて以上の如く、共有は、社会主義の共同所有形態としては、すべての生産者の個々人的所有にもとづいており、他方この個々人的所有をもたらしのは利潤分配制であるから、かくして共有、利潤分配制、個々人的所有の三者は円環構造を形成することになる。このように見る限り共有はマルクスの言う共同所有の必要条件を一応充足していると言える。

確かに民法上の共有概念が確定するに至るのは19世紀末の民法典論争においてであるが、しかし彼はこの概念について何も知らなかったわけではない。すでに『諸形態』でもMiteigentümerは用いられており、『資本論』ではこの用語が数回登場する²³⁾。だがしかし先のような時代的制約のため、それはいまだ概念としては未分化で、単なる共同所有者と民法上の共有者の両者を含む広義の「共同所有者」の意味で基本的には用いられている²⁴⁾。それ故その使用例の中には、一方では持ち分を伴う共同所有者という民法を先取りするような意味合いのものも幾つか見いだされるが²⁵⁾、他方では成員という資格での共同体所有地の単なる共同所有者を意味しているものもある²⁶⁾。『諸形態』におけるアジア的共同体の成員および『資本論』(第1, 2版)における中世共同体の農民に対するその適用は後者の意味での使用例に当たる。ちなみに、『資本論』第2版の本文ではそれは「共占有者」Mitbesitzerと改訂され(注191の部分は改訂漏れと思われる)、フランス語版ではすべてcopossesseurと改訂されている²⁷⁾。これは共同体＝所有者、成員＝占有者という認識への転換を示すものである。

しかしマルクスは、株式会社の資本を「私的資本に対立する社会〔会社〕資本（直接に連合した assoziiert 諸個人の資本）」と呼び、この社会〔会社〕資本は「資本家的生産様式そのものの限界の内部での、私的所有としての資本の揚棄である」とまで言い切りながら²⁸⁾、それでもなおこの資本の所有形態を Miteigentum と呼んではいない。その名称はともかく、当時の株式会社や生産連合組合 association（前者は資本家の、後者はそれを原型とする労働者の連合体）が共有を所有形態とするものであることを彼は当然知っていたはずであり、したがってまた、この形態においては投票権が持ち分の多寡に比例し不平等であることも知っていたはずである。この不平等性故に、この形態に対しマルクスが違和感を持った可能性も否定できない。それ故アソシアシオン型の共同所有、すなわち共有がマルクスの言う社会主義の共同所有形態になりうるとすれば、それは何らかの仕方で、例えば持ち分の制限などにより投票権を平等にした場合であることになろう。

ところで、このような制限を課するまでもなく、持ち分を異にしながら投票権に多寡の生じない、すなわち平等な権利を保証する共同所有形態も存在する。無論それは「一人一票」を原則とする協同組合型の共同所有＝合有である。その限り彼はこの共同所有形態に肯定的であったと考えられる。『フランスにおける内乱』での協同組合を基軸としたコミュニオンに対するマルクスの次の如き評価はこうした解釈と符合するものである。「それは……土地と資本を、自由な連合した労働の純然たる道具に変えることによって、個々人的所有を真実 truth にしようとした。」²⁹⁾ とはいえ彼は当時の協同組合の在り方をそのまま是認していたわけではなく、次のような改革を提言している。「協同組合がありふれた中間階級の株式会社に転落するのを防止するため、仕事に従事しているすべての労働者は、株主であろうとなかろうと、同様に分け前を受け取らねばならない。単に一時的な便法としてではあるが、われわれは株主に低率の利子を支払うことを認める用意がある。」³⁰⁾

以上われわれは共同所有の三形態について検討してきた。その結果、共有

と合有はいずれもマルクスの言う「個々人的所有を再建する共同所有」の形態としての資格を備えていることが確認された次第である。『資本論』のくだんの箇所を書いたとき、彼が具体的に念頭に置いていたのはこれらの所有形態であると見て大過ないであろう。とはいえ、一方の共有は投票権の不平等という厄介な問題を抱えており、他方の合有について言えば持ち分の譲渡が自由ではなく、その限り所有権は制限されるという別の問題がある。マルクスは連合組合や協同組合の所有形態を一度も共同所有と呼んだことはないが、それは彼がこうした諸問題を見据えつつ、共同所有の形態を模索していたことを物語るものであろう。

3. 共同占有とは何か

フランス語版『資本論』においてマルクスはくだんのパラグラフにおける「共同所有」を周知の如く次のように改訂した。

「それは否定の否定である。この否定は労働者の私的所有を再建しはしないが、しかし資本家時代の獲得物にもとづく、すなわち、協業と土地を含めたすべての生産手段の共同占有 possession commune にもとづく、労働者の個々人的所有を再建する。」³¹⁾

先には潜在的な事実上の「共同所有」が資本家時代の獲得物と見なされたわけであるが、しかし生産手段が生産者たちの掌中にあるのは事実だとしても、彼らは無論それを所有しているわけではないので、資本家時代の獲得物としては潜在的な事実上の「占有」の方がふさわしく、認識上も正しいと言える。マルクスの改訂もそうした判断に立つものと思われる。このように改めることによって確かに一物二権の問題は表面からは消えるが、しかしそれに伴い自動的に個々人的所有と共同所有＝社会的所有の併存という事態が解消されるわけではなく、それどころか、個々人が所有し、しかも共同で所有

するという所有の構造が深層ではなお厳然として存続する。

さて、われわれがまず問うべきなのは、共同占有とは一体何かということである。それが社会的所有でしかありえない生産手段の占有（事実上の支配と利用）の形態であることは無論だとしても、しかし「共同」の意味するところは必ずしも自明ではない。マルクスは別の箇所ではゲマインシャフトリッヒな占有というドイツ語の表記に対して *possession commune* を当てているが、しかしゲマインシャフトリッヒ自身に共同的と共同体的の両義がある。この表記は『資本論』では二度使用されており、いずれもアジアの専制国家（インド）における農業について論じた箇所に登場する。

その一つは次の如くである。「例えば、部分的には今日なお存続しているインドの太古的な小共同体は、土地のゲマインシャフトリッヒな占有と農業と手工業との直接的結合と、固定した分業とを基礎としており、この分業は、新たな共同体の建設にさいしては、与えられた計画および設計図として役立っている。このような共同体は自給自足的な生産完結体を成している。……インドでも地方によって共同体の形態は違っている。もっとも簡単な形態では、共同体は土地を共同で耕作して土地の生産物を成員の間に分配し、他方、各家族は紡いだり、織ったりすることを家庭的副業として営んでいる。」³²⁾ マルクスのここでの叙述は、彼の注にもあるように、キャンベルの『現代インド』における共同体の区分に準拠している。キャンベルは、土地所有者団体が村落に属するすべての土地を共同所有している「民主共同体」と一人の村長を持つ「単純共同体」の二つに共同体を類型化している。マルクスの言う「太古的な小共同体」、土地を共同で耕作し生産物を成員に分配する生産完結体はキャンベルの分類からすれば「民主共同体」に当たり、この引用文に直接続く部分は、マルクスの本文にそういう区別は見当たらないが、実は他方の「単純共同体」の組織構造を描写したものである³³⁾。「ザスーリッチへの手紙」におけるマルクスの図式に従えば、キャンベルの場合とは順序が逆転し、前者は「一層原始的な共同体」であり、後者はそれに続

く同様に原古的な「農村共同体」ということになる。ここではマルクスは『諸形態』以来の国家的土地所有説に立脚しているから³⁴⁾、キャンベルとはさらに異なり、共同体はおよそ所有主体ではありえず、占有主体と見なされることになる。かくしてゲマインシャフトリッヒな占有は共同体占有の意味合いを強く帯びることになる。

もう一つの事例は、土地所有者を国家とし、租税を地代とする前段での叙述に続く次の一節である。「このような事情のもとでは、従属関係は、政治的にも経済的にも、国家に対するすべての臣従関係に共通な形態以上に苛酷な形態をとる必要はない。国家はここでは最高の領主である。主権はここでは全国的規模で集積された土地所有である。その代わりこの場合にはしかしまた、土地の私的ならびにゲマインシャフトリッヒな占有や用益は存在するにしても、私的土地所有は存在しない。」³⁵⁾ ここには「私的占有」という先には見られなかった一見目新しい用語も登場するが、しかしマルクスはこれをアジア的形態について論じた『諸形態』の箇所ですでに用いている。この一節もキャンベルの先の分類を念頭に置いたものと見なされうる。というのも、キャンベルによれば「単純共同体」では土地は個別に所有されているからである。しかし国家的土地所有説の立場からすれば、それは私的占有地にほかならず、したがってこの場合にもゲマインシャフトリッヒな占有は共同体占有の意味合いを持つことになる。

以上われわれは、マルクスによればいずれも原古的なアジアの共同体に関する使用例に即して、その特性描写としてのゲマインシャフトリッヒな占有の意味を検討してきた。その結果それらはいずれも共同体占有の意味合いのものであることが判明した。もちろんエンゲルスはマルクスのこのドイツ語表記を知っていたわけであるが、そうだとすれば『資本論』のくだんの箇所では彼は possession commune に対してそれに代えてあえて Gemeinbesitz (以下「共同占有」と訳出)を適用したことになる。その理由としては、共同体占有は資本家時代の獲得物とは言えないとか、この段階では共産主義社会に関し

組合的 *genossenschaftlich* という表現を多用するようになった観点からすればゲマインシャフトリッヒは古めかしいとか、用いられている形容詞が *communal* ではなく *commun* であるなど幾つか考えられないこともないが、決定的な理由はエンゲルスがそれ以前に共同占有のマルクスの用法、すなわち「共同体占有」あるいは「集団占有」という意味での用法に二度にわたり直接触れる機会があり、それをすでに知っていた点にあると言えよう。それ故、まずはマルクスの用法の検討から着手するのが順当である。

エンゲルスは『諸形態』における用例については知る由もなかったわけであるが、先に言及したように、マルクスはそこにおいて「共同占有」を「共同占有」から区別し、ゲルマン的所有形態に関する叙述の中で一度だけ用いている。次の如くである。「だがしかし、例えばローマ人の場合のように、この公有地 *ager publicus* は私的所有者たちと並ぶ国家の特殊な経済的定在として現れはしない。〔ローマ人の場合〕その結果、私的所有者は、平民のように公有地の利用から閉め出され、〔利用権を〕剝奪されていた限りでは、厳密な意味で私的所有者そのものである。公有地はゲルマン人の場合には、むしろ個々人的所有の補完としてのみ現れ、またそれは、敵対する諸部族から一つの部族の共同占有 *Gemeinbesitz* として闘い守られる限りでのみ、所有という姿をとるにすぎない。』³⁶⁾ ここで問題にされているのは一つの部族共同体による公有地の集団占有であり、したがってこの場合における共同占有は「共同体占有」の意味で用いられていると言える。

彼が共同占有のマルクスの用法に最初に触れたのはマルクスによる「フランス社会主義労働党綱領」草案の前文が口述された折り（1880年）である。そこでは次のように言われている。

「生産者は生産手段を占有 *possession* する限りでのみ自由でありうること、

生産手段が生産者に所属しうる形態は二つしかないこと、すなわち、

1. 個々人的形態——この形態はかつて普遍的事実として存在したことは

なく、また工業の進歩によってますます排除されつつある——、

2. 集团的形態——この形態の物質的・知的諸要素は資本家的社会の発展そのものによって作り出されている——、のどちらかであること、……。」³⁷⁾

エンゲルスはこの口述を聞いて「この簡潔な語法には私自身驚嘆させられました」と述べているが、その際彼は占有の集团的形態すなわち集団占有を *gemeinsamer Besitz* と表現し、後には共同占有 *Gemeinbesitz* と簡略化している³⁸⁾。

二度目は『共産党宣言』ロシア語第2版序文の共同執筆の折り（1882年）である。そこには次のような叙述が見いだされる。

「『共産党宣言』の課題は、近代のブルジョア的所有の解体が不可避免的に迫っていることを宣言することであった。ところがロシアでは、資本家的眩惑が急速に開花し、ブルジョアの土地所有が正によく発展しかけているその反面、土地の大半が農民たちの共同占有 *Gemeinbesitz* になっているのが見いだされる。そこで次のような問いが生ずる。ロシアの農民共同体、すなわちひどく崩れてはいるが太古の土地共同占有の形態は、直接に共産主義的な共同占有という高次形態に移行できるであろうか。……

これに対して今日与えることのできる唯一の回答は次のとおりである。もし、ロシア革命が西欧のプロレタリア革命に対する合図となって、両者が互いに補い合うならば、現在のロシアの土地共同所有 *Gemeineigentum* は共産主義的發展の出発点として役立つことができる。」³⁹⁾

見てのとおり、ここでは共同占有は「共同体占有」の意味で用いられているが、それと同時に共同所有という概念も使われており、しかもそれらにはいずれも高次形態への出発点という同じ位置付けが与えられている。そのため両概念は、先に『反デューリング論』に即して確認したエンゲルスの従来用法と同様に、ここでも相互に置き換え可能な同義語として無差別に用いられているようにも見える。彼ら両者はこれらの概念をいまだ十分に識別し

ていなかったとの疑念や批判が生ずるゆえんでもある。後年エンゲルスがこの段落をロシア語から反訳した際に、彼は上記の共同占有の箇所をすべて共同所有あるいは土地所有と表記したわけであるが、このことはそうした疑念を増幅させた⁴⁰⁾。

マルクスが共同占有概念を用いたのはこれが最後であるが、エンゲルスはその後もしばしばこの概念を用いている。確かに『マルク』でもそれは同様に「共同体占有」の意味で使用されているが⁴¹⁾、しかし彼はゲマインベジツツを終始一貫いつも共同体占有や集団占有の意味で使用しているとは限らず、以前の用法に戻ることもある。例えば『共産党宣言』の根本思想を要約した次の一節がそれである。「歴史上の各時代の経済的生産とそこから必然的に生ずる社会の編成とがその時代の政治的ならびに精神的歴史の基礎を形成すること、したがって（太古の土地に対するゲマインベジツツの解体以来）全歴史は、階級闘争の歴史であったということ、……。」⁴²⁾ この用語はここではどう見ても共同所有と同義に用いられている。

民法典論争以前に法思想の薫陶を受けたわけであるから、今日からすればマルクスにも所有と占有の概念上の区別が不十分に思われる節がある。だがしかし彼には当該の用語を共同所有と同義に用いた形跡は見当たらず、先の序文を共同執筆した際にも両概念の区別は当然自覚されていたはずである。というのも、いわゆる農奴解放後のロシアでは共同体による土地の共同占有のみならず、共同所有も広範に行われていたからである。彼ら両者は共に、ロシアにおける共同体による土地の共同(体)所有は農地の約半分を占めるとの認識を示しており、「ザスーリッチへの手紙」の中には次のような一節がある。「だが、この共同体に対して、国有地を別とすれば、土地のほとんど半分を、しかもより良好な部分をその掌中に握っている〔地主の〕土地所有がそびえ立つ。こうした面からして、『農村共同体』を引き続き発展させながら維持することが、ロシア社会の全般的運動と合致するのであり、この社会の再生はこうした代価にかかっている。」⁴³⁾

以上の検討を通じてわれわれは共同占有のマルクスの用法を究明し、それが共同体占有あるいは集団占有の意味で用いられていることを確認してきた。ゲルマンの共同体、ならびにインドやロシアの太古的と見なされる共同体の場合には、確かに共同占有は共同体占有と同義であると言える。しかし翻って考えてみるまでもなく、資本主義それ自身が共同体を産出し現存させているわけではないから、先にも述べたように、共同体占有は資本家時代の獲得物とは言えないことが分かる。こうしたことは当然エンゲルスにも自覚されていたはずであり、だからこそ彼は *possession commune* に対して共同体占有に特定されない共同占有という表記を用いたとも言える。両義的で特定されないという限りではゲマインシャフトシツヒな占有も同様であるが、しかし『資本論』ではこれはもっぱら共同体占有の意味で使用されていること、さらには、先に挙げたような理由に加え、基本概念としてそれは長すぎることも等もおそらく考慮され、最終的にそれは適用から外されたものと考えられる。かくして『資本論』のくだんのテキストの場合、共同占有は集団占有を意味することになる。だがしかし、一般的に言えば共同体占有も集団占有の一形態であるから、それはより正確には「共同体占有ではない集団占有」として規定されよう。

4. 共同占有の積極的規定＝組合的占有

(1) 組合的所有と組合的占有

如上の議論を要約すれば、否定の否定によって創出されるべき社会は共有や合有のような「個々人的共同所有」を所有形態とし、「集団占有」を占有形態とするものであり、『資本論』の問題の一節はこのことを初めて表明したものであるとすることができる。

まず前者の個々人的共同所有について言えば、『フランスにおける内乱』のドイツ語訳に際し、連合組合 association と協同組合 co-operative はいずれも等しく組合 Genossenschaft と訳されている点を考慮するならば、それは組合的の所有と呼ぶことができるであろう。事実『ゴータ綱領批判』においては「組合的の所有」という言葉が使われており、しかのみならず、そこでは共産主義社会はゲノッセンシャフトと呼ばれ、ほとんどの場合これら両者は同義なものとして用いられている⁴⁴⁾。換言すれば、共産主義社会は組合的のもの、組合的諸原則にもとづくもの、組合的性格をその根本性格とするものとして構想されているわけである。この点からも個々人的共同所有＝組合的の所有こそは模索されていた共同所有の高次形態であることが確認されよう。

ゲノッセンシャフトは協同組合と邦訳されるのが通例であり、『ゴータ綱領批判』の邦訳でもそのように訳出されているが、この際注意すべきなのは、前段で述べたことから明らかなように、それはしかし決して協同組合に限定されるものではないということである。マウラーなどが唱える当時のマルク共同体論では、マルク・ゲノッセンシャフトはマルク共同体と同義なものとして用いられている⁴⁵⁾。マルクスとエンゲルスがそれを連合組合と協同組合の両者を包摂するものとして用いたゆえんとしては、それが協同組合という意味ですでに使われているという事情に加え、シュルツェ・デーリチュなどがアソシアシオンをゲノッセンシャフトというドイツ語表記に改め、彼らの運動の結果、ドイツ・ゲノッセンシャフト法（1871年）が成立したという事情が考えられよう⁴⁶⁾。こうした背景からしてもそれは協同組合に特定されるものではなく、共産主義社会と同義なものとする場合には、それはさらに共同社会というニュアンスすら強く帯びることになる。

さて次は後者の集団占有であるが、それは現在のところ「共同体占有ではない集団占有」という単に消極的な規定を受け取ったにすぎない。そのような集団占有とは具体的には一体何かという問題がなお残されており、これが

次なる検討課題である。

マルクスとエンゲルスの構想によれば、資本主義社会と共産主義社会の間には革命的転化の時期である過渡期があり、そこでは市場にもとづく商品経済が、なるほど計画経済の進展に反比例し次第に縮小し衰退に向かうにせよ、しかし計画経済がなお部分的・補完的なものに留まる間は、なお大きな比重を占めつつ存続すると見なされる。とはいえ他方、生産様式に関しては所有と経営の分離にもとづく連合的生産様式への速やかな転換が図られる。この転換は資本主義的株式会社を換骨奪胎して連合的株式会社に、すなわち連合した生産者による生産手段の共同占有と利潤分配制による利潤の共同占有（厳密には共通占有）にもとづく連合組合に転換することによって達成される。その結果この過渡期においては、労働者の既存の連合組合や協同組合、加えるに連合組合に転換された株式会社などを基軸とした市場にもとづく連合社会が形成される。これらの組合はそれぞれ自立した生産単位を形成し、その生産物は市場を仲介して交換される。したがって生産手段の共同占有は生産者の集団である「組合」によって各生産単位ごとに行われることになる。生産者の組合によるこの占有こそは先に消極的に規定されるに留まった集団占有の具体的現実的な形態にはかならず、個々人的共同所有を組合的所有と呼ぶ先の呼称法に倣うならば、われわれはそれを組合的占有と積極的に規定することができるであろう。

過渡期のこの連合社会では市場経済が存続する限り、市場競争の存続も不可避である。市場競争の存在は、各組合企業ないしは生産単位内部の生産者間ではアソシエーション＝連合が実現されるにしても、競合関係にある組合相互間にはそれが存在しないことを意味する。連合の理念からすればしかしこうした事態は、連合がまだ部分的、一面的なものに留まっていることを意味する。加えるに市場競争こそは、一方では労働者の悲惨を、他方では経済的不合理をもたらす元凶として幾多の社会主義者たちによって槍玉に挙げられてきた当のものである。こうした思潮の趨勢からして、連合の全般化を達

成し経済的不合理を解消するための道は、多くの論者の場合、市場競争の規制やコントロールではなく、その端的な廃絶に求められることになる。ブルードンやJ.S. ミルとは異なり、マルクスもまたそうした道を選択した一人であるが、かくして市場経済に代わるもの、そうした目的を実現するものとして計画経済が唱えられることになる。

(2) 計画経済と組合的占有・所有の変質、 組合の有名無実化

市場経済の廃絶と生産手段の共同所有にもとづく計画経済の社会、マルクスの言によれば「生産者たちが彼らの生産物を交換しない」社会、「今や、資本家的社会とは異なり、個々人の労働がもはや間接的ではなく、直接的に総労働の構成部分として実存しているが故に、生産物に費やされた労働が、この生産物の価値として、それが有する物的特性として現れることもない」社会⁴⁷⁾、これが共産主義社会である。計画経済の社会とはいえ、それが「組合」と称される限り、無論この社会においても依然として組合の根本原則である組合的所有と組合的占有は貫徹されねばならない。だがしかし市場経済から計画経済への転換によってこれらの原則の貫徹は至難の業となり、組合的占有は生産者たちから疎外され、組合的所有もその実質を失い、かくして両者ともに形骸化し、有名無実化することが十分予想される。というのも、結論的に言えば、自立した多数の組合企業から成る多元的な連合社会は、計画経済の結果、結局のところ、計画を立案し遂行する一大機関を備えた、一元的で中央集権的な一国一工場体制に転化し、この機関が結局のところ不可避免的に生産手段の実質的な占有主体に転成するからであり、それに伴いまた各組合企業の実質的な生産者たちは、かつての十全な占有主体から当該の管理機関に全く従属した補助的な占有主体に、ひいてはまた自立性をそがれた所有主体に格下げされ、それまでの組合的占有と組合的所有とを実質的に喪

失するに至る公算が大きいからである。

一国一工場体制に関しては確かにマルクスとエンゲルスはせいぜいのところ「一大調和的体系」とか「全国的な大生産組合」、「全国民から成る巨大な連合組合」といった程度の構想を述べて黙示するに留まり⁴⁸⁾、一国一工場構想を議論の余地なく彼らの立場として論定できるような「決定的言質」を文献上は残していない。だがしかし、文献解釈はさておき、市場を全廃した全国規模の計画経済という事柄それ自身に即して問題を熟考するならば、その名称はともあれ、一国一工場体制は必然的な帰結であって、それ以外の帰結は想定しがたい。確かに計画策定の方式としては分権的方式と集権的方式を両端とする様々な色合いのものが存在しうが、しかし計画がいったん決まれば、生産は一つの共通計画にもとづいて全国規模で実施され、その当然の結果として一国全体が一つの工場（一国一工場）として永続的に機能することになる⁴⁹⁾。先の「一大調和的体系」や「全国民から成る巨大な連合組合」とはこうした事態を指称するものに他ならない。

ところでこの一国規模の巨大工場は、過渡期との連続性において見れば、諸組合の総連合体に他ならないが、しかしこれを従来の個々の組合企業の場合と同様に生産者たちが直接に共同占有し経営することは事実上もはや不可能であるから、総連合体にとっては、それを全体として経営管理するための幾つかの部門から成る独自の機関、しかも全国規模の一大中央機関の設置が絶対に不可欠になる。かくしてここに分権的なコミュニオン型国家という上部構造とは全く矛盾する中央集権的な経済的土台が形成される。この一大機関は、総連合体を構成する各組合が元来民営である点からすれば、純然たる形式論理上はなるほど民営の機関であり、それ故また計画経済も民営であると言えるかもしれない。しかしこうした議論はおよそ実態からかけ離れたものである。というのも、この機関は一国全体の経済の経営に当たるのであるから、政治と経済は一体化し、民間企業をベースにするとはいえ、それはもはや民間の私的な機関とは言えず、むしろこの体制の事実上の公的機関と言う

べき性格のものになる。「共産主義社会の将来の国家制度」という『ゴータ綱領』におけるマルクスの物議を醸す一句はこうした機関の不可欠性とその公的性格の認識に由来するものであろう。マルクスのこうした表現やレーニンの「階級のない国家」という言葉に倣い、仮にこの体制を「国家」と呼ぶとすれば、当の一大機関は正にこの「国家」の政府機関の一つであり、しかも枢要な政府機関であると言うことができよう。そうだとすればこの機関による経営管理とは国営に他ならず、それ故またこの体制は強大な政府を備えた国営の中央集権国家を意味することになろう⁵⁰⁾。

かくして今や生産者たちはもっぱら計画経済のためのこの一大機関、換言すれば強大な政府を媒介して生産手段の共同占有に当たることになり、共同占有は以前の直接的なものから間接的なものへと形態転換する。しかしこの転換はわれわれをのっぴきならない重大かつ困難な問題に直面させる。それは当の一大機関の「社会の従僕から社会の主人への変質」という問題である。組合的占有と組合的所有を維持貫徹し、したがってまた一国一工場を巨大とはいえ名実ともに「組合」として持続させるためには、生産者たちがこの変質を防止し、一大機関をあくまでも彼らに従属した忠実な装置、彼らの意のままに制御できる従順な組織として永続的に自らの支配下に置くことが必須の条件である。マルクスとエンゲルスは徹底的な民主化にその打開策を求めた次第であるが、エンゲルスが国家機関の変質防止のための確実な手段として挙げているのは次の二項目である。① いつでも解任できるという条件で、関係者たちの普通選挙権によって司法、行政、教育上の一切の人員配置を行うこと、② あらゆる職務に対し、労働者並の賃金しか支払わないこと⁵¹⁾。しかし一国全体の経済の経営管理に当たる一大中央機関の場合には特段の事情があり、それがこれらの防止策の確実性をきわめて疑わしいものにする。

計画経済当局とも言うべきこの一大中央機関は一国一工場体制の経営管理をその任務とするわけであるが、その機能は具体的には全国的な経済計画の

作成の推進とその執行ならびに監督である。したがってこの一大機関は主として計画、執行、監督の三部局から構成され、各部署の内部はまた産業部門別に編成されよう。作成された計画を遂行するために当該機関は、この体制全体の中の一環を形成し、したがってこの計画の一端を担う各単位企業に対し必要な指示を与え、それを指導し、監督しなければならない。すなわちこの機関は、計画の立案とその遂行を担う限り、各単位企業に対し必然的に「社会の総指導部」⁵²⁾という地位を占めるのであって、かくして両者の間には指導・被指導という階層的上下関係が不可避的に成立し、それに伴い前者は一国の全生産手段の上位の占有者であるのに対し、後者で働く者たちはその一小部分のしかも下位の占有者にすぎなくなる。加えるに、一大機関に体现される一国全体の経済のための経営管理労働は言うまでもなく精神労働であり、これに対し各単位企業における労働は、大多数の生産者にとっては肉体労働であると見なすことができるから、この関係の中では精神労働と肉体労働の対立にもとづく垂直分業が支配しており、したがってこの関係は「知の支配」という色彩を強く帯びる。さらにまたこの機関で働く大多数の者は決して生産者たる国民の代表として定期的に出選されるわけではなく、この体制の官僚として長年にわたりそこに所属する。このような諸関係にありながら、ミクロコスモスならともかく、一国規模の巨大工場において、なおかつこの一大機関を逆に生産者たちに従属した忠実な装置として永続的に維持することはおよそ不可能な業と言わねばなるまい。

精神労働と肉体労働の対立にもとづく垂直分業と前者による後者の支配は、人間による人間の支配の基層として古来存在しており、古代のアジアではヨーロッパとは異なりこの垂直分業にもとづき階級と国家が形成された次第である。一国一工場体制の場合にも同じ分業が社会構造として存在するからには、当然そこでもアジア型階級社会形成のメカニズムが働き、その結果この一大機関が自立化して階級が形成され、この体制がデスポティズム国家に収斂する危険性は恒常的に存在すると見なさねばならない。とはいえわれ

われは近代に生きているのであるから、古代アジアとは異なりそうしたメカニズムに対し全く無防備なわけではなく、それに対抗できる有力な手段を持ち合わせているように見える。そうした手段とは古代アジアにはなかった三権分立にもとづく諸制度であり、なかんずく重要な役割を期待されるのは生産者たちの代表から成る議会である。その限り確かに議会を通じてこの一大機関をコントロールするという道がなお可能性として生産者たちには残されているようにも思われる。代表が自由な普通選挙によって選出され、議会が行政と一体化せず、議会による経済計画案の審議や行政の監視、さらには立法活動が、健全かつ有効に機能するならば、確かに議会の存在は一大機関の自立化ならびに社会的職務活動にもとづく階級形成の抑止力としてある程度期待しうるかもしれない。しかし議会が行政と一体化する可能性も否定できず、その場合にはアジア型の階級社会とデスポティズム国家の形成への歯止めを社会は失うことになる⁵³⁾。仮に抑止力としてある程度働くとしても、一国一工場体制が存続する限り、議会によってかの強大な行政機関と一般の生産者たちとの間に存在する前記の上下関係に根本的な変化がもたらされることはとうてい期待しがたい。言うまでもなくそうした上下関係はこの体制の必然的な所産だからであり、根本的変化はそれ故この体制の変革によってしかもたらされないからである。この上下関係が社会の下部構造として厳存する限り、社会的職務活動にもとづく階級形成のメカニズムは働き続けるわけであり、上部構造たる議会はこうした下部構造に究極的には規定されると考えられるから、議会の抑止力にもおのずと限界があると見なさねばならない。

以上のように計画経済から帰結する一国一工場体制の下では、経営管理のための一大中央機関が一国の全生産手段の占有権を掌握し、その実質的な占有主体となるため、その結果として、大多数の生産者たちは全国規模の占有から疎外されるのは無論のこと、組合的占有の空洞化に伴い各単位企業においても従属的な補助的占有主体になり下がる。このような従属化により、彼

らから自主的な利潤分配権が剥奪されるのはもとより、同時にまた組合的所有（個々人的共同所有）も「個々人の自由な個性と独立性の基礎」というその実質を失う。すなわちこの一国規模の巨大な組合組織はもはや組合的原則を喪失し、組合とは異質なものに転成している次第であり、それ故このような組織をなお組合と称してみても、所詮それは純然たる名目にすぎず、生産者の直接的な組合的占有にもとづく組合とは全く同名異義のものであると言わねばならない。

共同占有にもとづく個々人的所有の再建を目指した社会は、かくして市場全廃の計画経済によってデスポティズムの危険性をはらむ中央集権的な体制に転化し、占有の階層化による社会の階層化とその必然的な帰結である一般の生産者たちの従属化という、所期の目的とは全く裏腹な事態に帰着することが予想される次第である。市場全廃の計画経済思想の放棄と、コントロールされた市場にもとづく連合社会への還帰が揚言されねばならないゆえんである。

マルクスとエンゲルスは計画経済に不可避的に伴う管理の問題についていわば楽観視していたとすることができる。それは次のような文言の内に確認されよう。「階級の廃止がひとたび達成されたならば、……国家権力は消滅し、政府の機能は単なる管理機能に転化する」、「公的諸機能はその政治的性格を失って、真の社会的利益を守る単なる行政的諸機能に変化するであろう」⁵⁴⁾。こうした楽観視は、垂直分業と占有にもとづく階級の形成という観点が未展開に終わった反面、私的所有の揚棄と共同所有が階級と国家の死滅の条件として過大視されるに至った点に由来するものと考えられる。古代アジアにおける階級と国家の形成に関わる前者の観点が十分な展開を見ていたならば、彼らの理論もかなり異なった相貌を呈したであろう。

〔注〕

- 1) 現存社会主義＝スターリン主義の理論的根拠はレーニンに由来する次の四テーゼに集約される。① 国有＝共同所有、② 社会主義社会＝一国一工場体制、③ 集権

- 的国营計画経済，④ 社会主義（共産主義の第一段階）における国家の存続。詳しくは、拙著『デスポティズムとアソシアション構想』（世界書院，1998年）第8，9章を参照されたい。
- 2) この同一視は「マルクス主義者の犯している最大の誤謬」としてつとに指摘されている。広西元信『左翼を説得する法』（全貌社，1970年）11ページ。
 - 3) 『資本論』第3巻，MEW Bd.25, S.799.
 - 4) 『ユートピアから科学へ』MEW Bd.19, S.228.
 - 5) 「1891年の社会民主党綱領草案の批判」MEW Bd.22, S.232.
 - 6) 「個々人的所有」問題の発掘に関する経緯については坂間真人「マルクス学説の再興」〈上〉（『情況』1972年10月号）に詳しい紹介がある。
 - 7) 『反デューリング論』MEW Bd.20, S.122.
 - 8) 坂間，前掲論文，89ページ参照。
 - 9) 平田清明『市民社会と社会主義』（岩波書店，1970年）108ページ。
 - 10) 福富正実『共同体論争と所有の原理』（未来社，1979年）31ページ。
 - 11) 福富正実・田口幸一『社会主義と共同占有』（創樹社，1984年）39ページ。
 - 12) 広西，前掲書，40ページ。坂間「マルクス学説の再興」はこうした立場を継承しようとするものである。〈上〉87ページ，〈下〉143，148ページ。（『情況』1972年10，12月号）
 - 13) 篠原敏昭『「共産党宣言」とエンゲルスの「個人的所有」理解の問題』（『情況』1998年7月号別冊）154ページ。
 - 14) MEGA II/6, S.683.
 - 15) 『資本論』第1巻，MEW Bd.23, S.791.
 - 16) 『資本論』第1巻，MEW Bd.23, S.655-56.
 - 17) 『資本論』第3巻，MEW Bd.25, S.456.
 - 18), 19), 20) 『反デューリング論』MEW Bd.20, S.121-22, 129.
 - 21) 『資本論』第2巻，MEW 24, S.335.『剰余価値学説史』MEW Bd.26-1, S.18.邦訳の全集版（大月書店）では共有者，共同所有者と訳誤。
Mitbesitz は民法では「共同占有」と呼ばれている。しかしマルクス研究者の間では Gemeinbesitz が共同占有と訳され，しかもこの訳が定着している関係上，本稿では Mitbesitz, copossession には「共占有」という訳語を当てる。
 - 22) 『諸形態』MEGA II/1.2, S.384, 401.『資本論』第1巻，MEW Bd.23, S.750.
Mitbesitz を個々人レヴェルの，Gemeinbesitz を集団レヴェルの共同占有の「形態」とするこでの解釈は，前者を「共用占有」（剰余や果実に対する広義の共同占有のうち持ち分の制約のないもの），後者を「共通占有」（持ち分の制約を伴うもの）とし，いずれをも共同占有の「様式」とする解釈とは異なる（広西，前掲書，

第1章IV)。筆者もこの解釈を踏襲した経緯があるが(『デスポティズムとアソシエーション構想』317ページ)、その後の研究の結果、これを維持するには無理があることが判明した。例えばこの説によれば、共通占有を支配的な占有様式とする中世の共同体所有地の占有者や持ち分の制約のある剰余価値の占有者をマルクスは共用占有者と呼んでいるという不合理が帰結するからである。

とはいえ、今日に至るもなお Mitbesitz と Gemeinbesitz が無差別に「共同占有」と翻訳される(マルクス『資本論草稿集』2)ような研究状況の中にあつて、広西がいち早く両者の差異に着目して訳し分けを行い、議論を喚起した点は大いに評価されるべきである。加えるに、マルクス解釈を別とすれば、共通占有ならびに共用占有は、持ち分による区別のない「共占有」の下位概念としてきわめて有用である。例えば、労働給付に比例した利潤の共占有は利潤の共通占有と短縮することができる。それ故両概念は、マルクスの翻訳語としてではなく、純然たる概念として今後も使用される。

- 23) こうした用語法の重要性を最初に指摘したのは広西である(前掲書、16ページ以下)。坂間、前掲論文〈下〉143ページ以下参照。
- 24) 持ち分による Miteigentum が支配的になったのはローマ法継受以後である(ミッタイス『ドイツ私法概説』創文社、1994年、165ページ)。
- 25) 『資本論』第2巻、MEW Bd.24, S.174, 423, 425.
- 26) 『諸形態』MEGA II/1.2, S.379. 『資本論』第1巻、MEW Bd.23, S.745, 750.
- 27) 『資本論』第1巻、MEW Bd.23, S.750. 『フランス語版資本論』MEGA II/7, p.635.
- 28) 『資本論』第3巻、MEW Bd.25, S.452.
- 29) Marx, Engels Collected Works 22, p.335. MEW Bd.17, S.343.
- 30) 「暫定中央評議会派遣員への指示」MEW Bd.16, S.195-96. ちなみに、「労働に応じた利潤の分配」はブルードンやミルも同様に唱えていたことであり、第1回イギリス協同組合大会(1869年)で公式の路線として決定されている(富沢・中川・柳沢『労働者協同組合の新地平』日本経済評論社、1996年、84ページ)。他方の低率の利子配当も周知のように協同組合の基本原則になっている。
- 31) MEGA II/7, p.679.
- 32) 『資本論』第1巻、MEW Bd.23, S.378. 邦訳全集版ではゲマインシャフトリッヒな占有を「共有」と誤訳。
- 33) 詳しくは、前掲拙著、第4、5章を参照されたい。
- 34) 『諸形態』MEGA II/1.2, S.380. 「総括的統一体〔国家〕は……唯一の所有者として現れ、したがって現実の共同体は世襲的な占有者としてのみ現れる……。」
- 35) 『資本論』第3巻、MEW Bd.25, S.799. 邦訳全集版ではゲマインシャフトリッヒな占有を「公共的占有」と誤訳。

- 36) MEGA II/1.2, S.388.
- 37) 「社会主義者綱領」MEGA I/25, S.208.
- 38) 「ベルンシュタインへの手紙」MEW Bd.35, S.232. 「フランスとドイツの農民問題」MEW Bd.22, S.491.
- 39) MEW Bd.19, S.296. ロシアの共同体を「太古の」土地共同占有の形態とする点については、20世紀初頭におけるいわゆる「マルク共同体論争」の中で否定的な見解が提出されるに至ったが（ドブシュ『ヨーロッパ分化発展の経済的社会的基礎』創文社、1980年、55、86ページ）、同様の見解がロシアではすでに19世紀末にプレハーノフ等によって唱えられている。耕地の定期的割替え慣行を伴うロシアの共同体は、彼によれば「近代になって国家が上から作り出したもの」であり、「すべての男性に人头税を課税する」ためのものである（保田孝一『ロシア革命とミール共同体』御茶の水書房、1971年、25-6ページ）。
- 40) 『共産党宣言』「1890年ドイツ語版序文」ならびに「ロシアの社会状態への後書き」MEW Bd.22, S.55, 421. こうした表記上の差異は、反訳という事柄の本性上、基本的にはロシア語に制約されていると言えよう。
- 41) MEW Bd.19, S.321.
- 42) 『共産党宣言』「1883年ドイツ語版序文」MEW Bd.21, S.3. この箇所は英語版の序文にも組み込まれ、括弧の中の当該部分はそこでは land in common ownership とされている。『資本論』の英訳ではゲマインベジツは possession in common である。『家族、私有財産および国家の起源』にも次のような同様の意味合いの用例がある。「いつどのようにして畜群が部族または氏族のゲマインベジツから個別家長の所有に移行したか、これについてわれわれは今までのところ何も知らない。」MEW Bd.21, S.157.
- 43) MEGA I/25, S.229. 「ロシアの社会状態への後書き」MEW Bd.22, S.425. 共同（体）所有については「亡命者文献5 ロシアの社会状態」MEW Bd.18, S.563-65, 「ザスーリッチへの手紙」MEGA I/25, S.226-27.

1905年時点の農民分与地の所有形態は右のとおりである。

この表における共同体所有数の圧倒的比率は、「序文」が書かれた当時にも、文字どおり「大半」の農地では共同占有

土地利用 形態 農民の 種類	世帯数 (100万)		世帯数 (100万)	
	共同体所有数	%	世帯別所有数	%
旧領地農民	4.0	69.6	1.7	30.4
旧国有地農民	4.4	82.8	0.9	17.2
旧御料地農民	0.427	98.6	0.006	1.4
合計	8.827	77.2	2.606	23.8

(保田、前掲書、299ページ)

が行われていたことを物語っている。共同所有地と地主所有地はほぼ半々という認識は旧領地農民と旧国有地農民の世帯数を反映するものであろう。

世帯の中には解放の初期段階では純然たる共同占有に留まっていた世帯も少なくないとするれば、共同占有は共同所有よりもはるかに広範に行われていたことが推測される。

- 44) MEW Bd.19, S.22, 19.
- 45) Maurer, G.L. von, Geschichte der Markenverfassung in Deutschland (1856, Scientia, 1962) S.73-4.
- 46) シュルツェ・デーリチュ『シュルツェの庶民銀行論』（日本経済評論社、1993年）162-67 ページ。
- 47) 『ゴータ綱領批判』MEW Bd.19, S.19-20.
- 48) 「暫定中央評議会派遣員への指示」, 「フランスとドイツにおける農民問題」, 『共産党宣言』1888年英語版序文』MEW Bd.16, S.195, Bd.22, S.503.
- 49) 詳しくは前掲拙著、第11章を参照されたい。
- 50) この機関あるいは政府の役割については『要綱』の「貨幣に関する章」の記述が参考になる。MEGA II/1.1, S.88. バクーニンは次のように述べている。「この政府は、今日すべての政府がしているように、大衆を政治的に統治し管理することだけで満足せずに、富の生産と正しい配分、土地の耕作、工場の建設と発展、流通の組織と指導、そして最後に唯一の銀行たる国家による生産への資本の適用までもその手に集中して、大衆を経済的にも管理するであろう。」（『バクーニン著作集』3, 白水社、1973年、409ページ）
- 51) MEW Bd.17, S.264.
- 52) MEW Bd.22, S.500.
- 53) マルクスは「コミューンは議会ふうの機関ではなく、同時に執行し立法する行動的機関でなければならなかった」と述べたが、しかしこれはパリ市コミューンに関することであって、「コミューン型国家」の全国的組織としては「全国派遣員会議」と「中央政府」とを区別していた（『フランスにおける内乱』MEW Bd.17, S.339-40）。しかるにレーニンはパリ市コミューンに関するこの記述を誤解して国政レベルに適用し、議会と政府の権力分立を廃止し両者の一体化を主張した（『国家と革命』第3章3節）。大藪龍介『国家と民主主義』（社会評論社、1992年）28-9ページ参照のこと。
- 54) MEW Bd.18, S.50, 308.